

「応急手当講習用（e-ラーニング）WEBコンテンツ」の公表

この度、消防庁では、応急手当講習用（e-ラーニング）WEBコンテンツを作成しましたので公表します。

【概要】

消防庁では、国民のニーズに応じ、応急手当講習の受講機会の拡大を図るため、昨年8月に「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」の一部を改正しe-ラーニングを活用した講習を推奨しているところです。

e-ラーニングを活用した講習は、例えば、普通救命講習Ⅰ（180分）の場合、事前にインターネット（e-ラーニング）で救命講習の座学部分（60分）を受講し、一定期間内に消防機関で開催される実技を中心とした実技救命講習（120分）を受講すれば、普通救命講習Ⅰ修了と認定されるものです。

そこでこの度、全国の消防本部においてe-ラーニング講習を円滑に導入できるようにするため、「応急手当講習用（e-ラーニング）WEBコンテンツ」を作成しました。（別紙参照）

本コンテンツは、地域の実情にあわせ運営し、実施する各自治体のホームページ等から受講できるものです。

※ 応急手当講習用（e-ラーニング）WEBコンテンツについては、各都道府県及び各消防本部へ配布します。



（連絡先）

消防庁救急企画室

担 当：谷本・鮫島

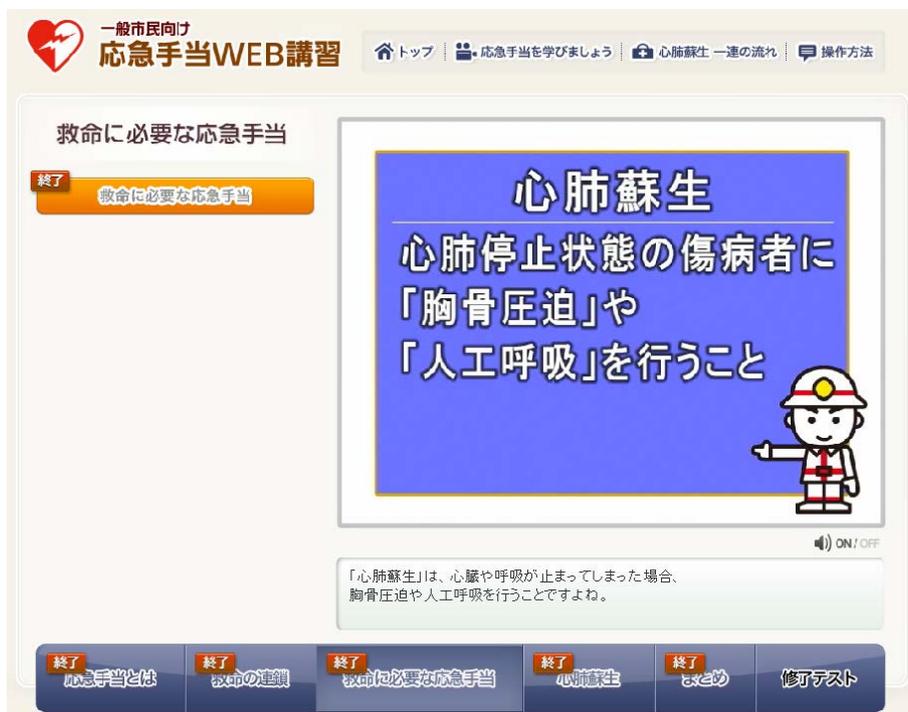
電 話：03-5253-7529

FAX：03-5253-7539

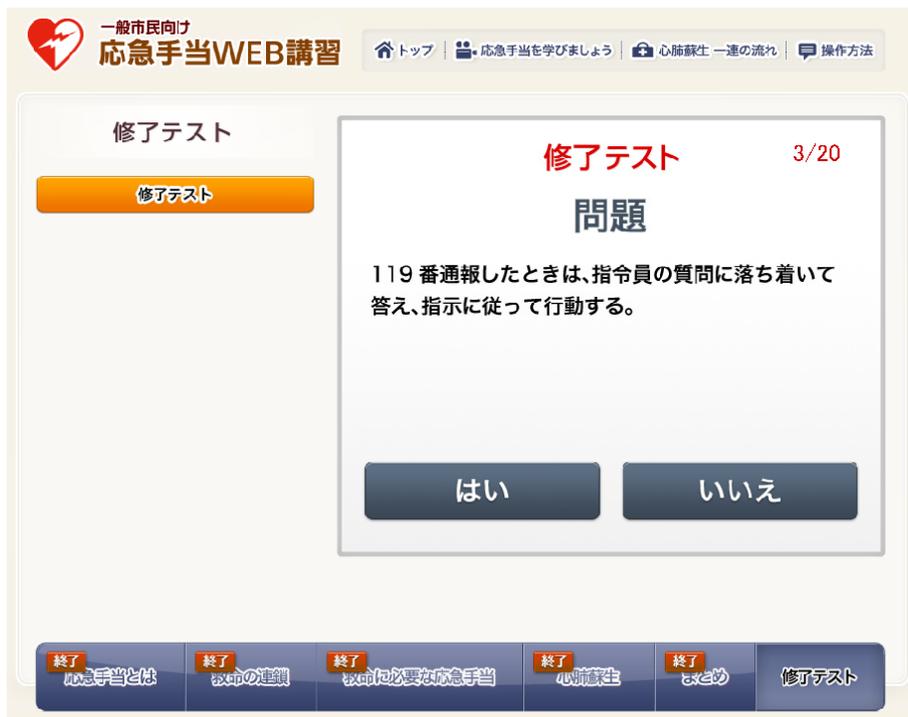
応急手当講習用（e-ラーニング）WEBコンテンツの概要



このコンテンツは、全国の消防本部がe-ラーニング応急手当講習を行う際に活用していただくため作成しました。



映像や音声だけでなく文字やアニメーションを活用して、誰にでも受講しやすいコンテンツを作成しました。受講していただくだけで、自然に応急手当の基本知識が習得できます。



講習では、確認テストや修了テストを設け、受講者の習熟度を高めるよう工夫しました。また、修了テストの結果が80%以上の者を合格とし、合格者のみに受講証明書を発行するよう設定し、応急手当の知識の担保に努めています。



この受講証明書を実技救命講習当日に持参し、消防本部職員からeラーニングの受講確認を受けて、120分の実技救命講習を受講すれば普通救命講習修了証が交付されます。

【応急手当WEB講習 作成協力者】

監修 坂本哲也 帝京大学医学部救命救急センター教授
 撮影協力 大沢あかね（タレント）、さいたま市消防局

※注意事項 eラーニングを活用した応急手当講習は、地域の実情に合わせて各自治体で行うものであり、全国一斉に行われる講習ではありません。